

YouTube【宅建動画の渋谷会】佐伯竜

【講座紹介】 渋谷会 WEB ストリーミング講座 <<#804>>

令和 4 年版 宅建受験者のための管業直前演習講座

～残り 1 週間に確認すべき法令関連【最重要な 100 問+ α 】～

管業の本質は知識問題、直前期に確認すべき最重要な法令関連知識を総チェック

担当講師 佐伯竜

渋谷会 10th Anniversary

価格改定 24% OFF

10th Anniversary 価格改定【24%OFF】

令和 4 年版 宅建受験者のための管業直前演習講座(全 12 回)

《WEB ストリーミング配信》

一般価格: ¥29,700- (税込) → ¥22,550- (税込)

【講座の特徴】

- ・合否を分ける法令分野の最重要問題【100+ α 】を直前期に総チェック
- ・重要な法令部分は条文等で、本試験で訊かれるポイントを最終確認
- ・会計仕訳は解き方を伝授、典型的な問題なら 2 点アドバンテージが取れます
- ・分かりにくい所は、板書で総まとめ
⇒ 佐伯講師がまとめた講義板書はそのまま PDF データで配布します

※ 本講座は令和 4 年度本試験に向けた対策講義のため、本年度の管業本試験日(2022 年 12 月 4 日)までの利用になります

その他、講座の詳細は【渋谷会 WEB サイト】で

(ストリーミング講義、映像・音声ダウンロード、、、)

渋谷会 WEB サイト

<https://shibuyakai.com/>

【使用教材】

●2022年版 楽学管理業務主任者 直前予想模試(住宅新報出版)



著者 住宅新報出版 編者

出版年月日 2022/08/03

ISBN 9784910499284

判型・ページ数 B5

定価 1,980 円(本体 1,800 円+税)

<https://www.jssbook.com/book/b606739.html>

住宅新報出版から問題集の使用許可を得ています。

本講座では、問題集のすべての問題を扱うわけではありません。

この中から直前に確認すべき、【100 問+ α 】について学習します。

●条文等

建物区分所有法【条文】・標準管理規約・標準管理委託契約書・マンション管理適正化基本方針(PDF
データ配布)

●PDF 板書

佐伯講師が講座内で書いた板書はすべて PDF データで配布します

ダイジェスト講義 管業 標準管理委託契約書 R02-07

〔問 7〕 次のア～エの記述のうち、標準管理委託契約書の定めによれば、適切なものはいくつあるか。

ア 管理組合及びマンション管理業者は、その相手方が、本契約に定められた義務の履行を怠った場合は、直ちに本契約を解除することができる。

イ 管理組合は、マンション管理業者が破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始の申立てをしたときは、本契約を解除することができる。

ウ 管理組合は、マンション管理業者がマンション管理適正化法の規定に違反し、マンション管理業の登録の取消しの処分を受けたときは、本契約を解除することができる。

エ 管理組合及びマンション管理業者は、その相手方に対し、少なくとも1月前に書面で解約の申入れを行うことにより、本契約を終了させることができる。

- 1 一つ
- 2 二つ
- 3 三つ
- 4 四つ

【正答 2】

ダイジェスト講義 管業 マンション管理適正化法 R01-48

〔問 48〕 マンション管理業者が行うマンション管理適正化法第 72 条の規定に基づく重要事項の説明等に関する次の記述のうち、マンション管理適正化法によれば、最も適切なものはどれか。ただし、同法第 72 条第 6 項における、管理者等及び区分所有者等の承諾は得ていないものとする。

- 1 マンション管理業者は、新規に管理受託契約を締結しようとする場合において、当該マンション管理業者が管理者等に選任されているときは、重要事項の説明会を開催する必要はない。
- 2 マンション管理業者は、重要事項並びに説明会の日時及び場所を記載した書面を作成し、管理組合を構成するマンションの区分所有者等及び当該管理組合の管理者等の全員に対し交付するときは、管理業務主任者をして、当該書面に記名させなければならない。
- 3 マンション管理業者は、管理者等の置かれた管理組合と、従前の管理受託契約と同一の条件で管理受託契約を更新しようとするときは、当該管理者等に対して、管理業務主任者をして、重要事項について記載した書面を交付して説明すれば足りる。
- 4 マンション管理業者は、当初の管理受託契約に係る変更契約を締結しようとする場合においては、同一の条件でない管理受託契約に変更するときであっても、管理組合の管理者等に対して、管理業務主任者をして、重要事項について記載した書面を交付して説明すれば足りる。

【正答 2】